

令和4年5月11日

記者発表

次世代農業リーダー育成事業（青年リーダー育成支援事業） の募集を開始します

県では、「ふるさとわかやま応援寄附金」1億円を財源とし、今年度から5年間で幼少期から就農に至るまで継続的に農業教育を実施するとともに、地域農業の発展を目指す青年農業者等の取組を支援します。

本事業の財源は、株式会社プラス取締役会長の野田 忠様（田辺市在住）とそのご家族の寄附によるものです。

目的	事業内容	開始時期
幼少期から職業として農業に触れる機会の提供	農業教育支援 ・小学生による農作物の栽培体験支援 ・中学生の職業体験を受入	4月1日から取組中
国際感覚を持った視野の広い農業者の育成	海外農業研修支援 ・国が実施している海外研修支援をベースに研修費用を上乗せ補助	4月1日から9月30日まで国際農業者交流協会が募集中
先進技術の習得や新技術の開発	農業教育・研究施設の機能アップ ・先進技術等習得のための施設・機器整備	年度内に実施予定
次世代の地域リーダーの育成	青年リーダー育成支援 ・地域農業の発展を目指す青年農業者等の取組を支援	5月11日から募集開始

将来あるべき地域農業の姿（将来ビジョン）の立案とその実現に向けた取組について、若者ならではの自由な発想やアイデアを盛り込んだ事業プランを**本日から募集を開始**します。

青年リーダー育成支援事業 応募要件

応募資格：農業者、農業を営む法人、農業者で組織される団体のいずれかであり、以下の

①及び②に該当すること

①45歳未満の農業者、代表者が45歳未満である法人又は団体

②住所地（団体の場合は代表者の住所地）並びに主たる営農地域が和歌山県内

募集する事業プラン：以下のすべてを盛り込むこと

①地域農業の将来ビジョン（将来あるべき地域農業の姿）

②上記①のビジョンの実現に向けた具体的取組

- ・地域農業の課題解決に資する取組
- ・和歌山県の農業・農産物のPR、魅力発信に資する取組
- ・女性の活躍推進に資する取組

募集期間：令和4年5月11日（水）～6月30日（木） 17：00 必着

提出先：県庁経営支援課 担当 岡室、新田（電話073-441-2931）

採択数：審査会において**1件**を採択

補助額：採択したプランを実行するための補助金 上限500万円（定額）

その他：詳細は応募要領をご覧ください

応募要領・様式は、県庁経営支援課HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/inndex.html>

また、各振興局農業水産振興課でも入手できます。

問い合わせ先	
担当課	経営支援課
担当者	岡室、新田
電話	073-441-2931

地域農業の発展に繋がる 青年農業者の提案を募集！

(令和4年度和歌山県青年リーダー育成支援事業)

青年農業者ならではの自由な発想やアイデアをお待ち
しています

事業イメージ

①②のすべてを盛り込んだ事業プランを募集

①地域農業の将来ビジョン
(将来あるべき地域農業の姿)

②上記①のビジョンの実現に向けた具体的取組

- ・ 地域農業の課題解決
- ・ 和歌山県農業・農産物のPR
- ・ 女性の活躍推進

最優秀プラン
1件

補助金
500万円
(上限)

応募資格

農業者、農業を営む法人、農業者で組織される団体のいずれかであり、以下の①及び②に該当すること

- ① 45歳未満の農業者、代表者が45歳未満である法人又は団体
- ② 住所地(団体の場合は代表者の住所地)並びに主たる営農地域が和歌山県内

募集期間

令和4年5月11日(水) ~ 6月30日(木) 17:00必着

提出先

県庁経営支援課 担当: 岡室、新田 電話: 073-441-2931

スケジュール

事業プラン募集

5月11日(水)
~6月30日(木)

審査・事業採択

7月中旬
1次審査: 書類選考
2次審査: 応募者による
プレゼン

取組開始

7月下旬

Q & A

Q. 取組期間はいつまでですか？

A. 令和5年3月31日までです。
補助の対象になる経費の支払いも期間中に終える必要があります。

Q. 補助金はいつ受け取ることができますか？

A. 取組終了後の実績報告に基づく精算払いが基本になります。
このため、事業実施の費用を確保していただく必要があります。

補助対象経費

設備費

- ・機械装置等の購入

広報費

- ・ホームページ・チラシ・のぼり・ポップの作成等

展示会等出展費

- ・農産物の販売促進等に向けたPR活動（展示会への出展、イベント参加）等

開発・取得費

- ・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン等
- ・GAP、有機JAS、特別栽培農産物の認証取得

借料

- ・事業遂行に直接必要となる機器、設備等のリース料、レンタル料等

専門家謝金

- ・事業遂行に必要な指導、助言を受けるために依頼した専門家等への謝金

旅費

- ・事業遂行に必要な情報収集や各種調査、事業継続に必要な国内外出張旅費

外注費

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費
- ・作業場、休憩所、トイレの施工・改修等

その他知事が必要と認めるもの

- ・上記(1)から(8)に該当しない経費で、事業遂行のために知事が必要と認めるもの

※個々の詳細については応募要領をご覧ください。

応募要領・応募様式は県庁経営支援課HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070900/index.html>

または、各振興局農業水産振興課でも入手できます。

お問い合わせ先

海草振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	電話：073-441-3382
那賀振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒649-6223 岩出市高塚209	電話：0736-61-0025
伊都振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒648-8541 橋本市市脇4-5-8	電話：0736-33-4930
有田振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	電話：0737-64-1273
日高振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒644-0011 御坊市湯浅町財部651	電話：0738-24-2930
西牟婁振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	電話：0739-26-7941
東牟婁振興局農業水産振興課 普及グループ	
〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	電話：0735-21-9632
和歌山県農林水産部 農業生産局 経営支援課 岡室、新田	
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	電話：073-441-2931